1　登録番号　第22748号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
　Chrysanthemum fruticulosum (Ledeb.) Ohashi et Yonekura x C. x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　アロマム15号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　国立大学法人広島大学
　広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
　中部電力株式会社
　愛知県名古屋市東区東新町1番地

1　登録番号　第22749号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
　Chrysanthemum fruticulosum (Ledeb.) Ohashi et Yonekura x C. x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　アロマム16号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　国立大学法人広島大学
　広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
　中部電力株式会社
　愛知県名古屋市東区東新町1番地

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県村上市桃川字大清水二三〇一の五、二三〇一の七、二四一四の二、二四二六の一、二四二七の一、二四二八、二四二九の一、二四三〇の五、二四三〇の八、字大田沢二四三七、二四四二の一、二四四二の二、二四四三の一、二四四四の一、二四四四の二、二四四五の一、二四四五の二、二四四六の一、二四四六の二、二四四七の一、二四四八、二四四九の二、二四五〇、二四五八の一、二四五八の二、二四六〇、二四六一、二四六二の一、二四六二の二、二四六二の四、二四六二の五、二四六三の一、二四六三の三、二四六四の二、二四六五の一、二四六五の二、二四六六の一から二四六六の四まで、二四六七の一、二四六七の二、二四六八の一、二四六九の一、二四七〇の一から二四七〇の三まで、二四七一の一、二四七二の三から二四七二の五まで、二四九六の五、二四九六の六、二八四一の一から二八四一の三まで、二八四一の一〇から二八四一の一四まで、字矢留平二四八二、二五七五の一、二五七五の四、二五七五の五、二五七五の七から二五七五の九まで、二五七五の一一、二五七五の一三から二五七五の一六まで、二五七五の一八、二五七五の二一、二五七五の二九、二五七五の三〇、二五七五の三二、二五七五の三六、二五七五の三七、字井戸沢二六〇九の三、二八三九の一、二八三九の二、字柳坂二八四〇の一、二八四〇の二、字輪堂二八四二の一、字ヤセッネ二八四三の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐に係る伐採種は、定めない。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市清水瀬字道上六六の一、一〇七、一〇七の子、一〇九の一、一〇九の子、土沢字小舟沢一九三、一九四の一、一九五から一九七まで、一九九の一、一九九の二、二〇〇から二三三まで、二三三の二、二三四から二三七まで、二三九、二四〇、二四一の一、字高平一九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市与板町山沢字上ノ峯二六九から三七二まで、与板町槙原字夏井入一三八二、字北河内一八四四、一八七二、一八七七、一八七七から一八八八まで、一八九一から一九〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市与板町馬越字南谷下六五七の九、字南場河内八二五、一〇九二、一〇九七の一、一〇九七の二、一一六七、一一七五から一一七八まで、一一八一の一、一一八一の二、一一八二、一一八三、一一八六の一、一一八七から一一九〇まで、字七十刈九〇五の一、九〇六の一、九六六の一、九六七の一、九六九、九九三の一、九九四、一〇〇二、一〇〇三の一、一〇〇三の二、一〇〇八、一〇〇九、一〇一二、字坂ノ下一二三九から一二四二まで、一二七九、一二八六、一二九八、一三〇八、一三一〇、一三一九の一、一三二四の一、一三二四の二、一三三五、字南谷上一五六三、与板町本与板字塩ノ入二七七〇から二七七三まで、二七七五、二七七六、字滝谷三〇七五の一、三〇七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町豊川字上向山甲三七七九、甲三七九の乙、甲三七八〇の一、甲三七八一の一、甲三七八二の一、甲三七八四の乙、甲三七八五、甲三七八六、甲三七八六の乙、甲三七八七から甲三七八九まで、甲三七九〇の一、甲四四八九、甲四五一七、字下向山甲四四八四の一、甲四四八五の一、甲四四八六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）